中川事務所新聞

第90号 発行所 行政書士中川事務所 兵庫県姫路市

トピックス

【震災関連資金繰り支援策】

中小企業庁から「中小企業向 け資金繰り支援ハンドブック」 が出されました。支援対象者は、 大きく直接被害者・間接被害者・ その他に分かれます。前二者は 罹災証明の入手が可能な方です。 以下は「その他」も対象となる 支援策です。

■セーフティネット貸付(日本 公庫)

前期比較または最近3ヶ月の 比較で売上が10%以上減少し ていること等が条件です。



向こう1年間は上限金利が年3%に抑えられるので、他の融資との組み換えにも利用できそうです。

■セーフティネット保証5号 (保証協会)

従来からあった保証協会による100%保証で、本年9月末までは業種制限がなくなり、原則すべての業種で申込可能です。

■自治体の制度融資

県や市が行う保証協会を利用した融資制度です。ちょうど今月から新年度なので、ベースとなる通常の制度融資に加え、震災関連の特別制度も間もなく発表される予定です。

【計数管理は速やかに】

今後、震災の影響が本格的に 自社の数字にも現れてきます。 資金繰り対策等を打つにも、現 状を正確に把握しないことには どうにもなりません。世の中の 雰囲気に流されず、冷静沈着に 自社の状況を見つめましょう。

【4月の事務予定】

- ·4月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・8月決算法人中間申告&納税
- ・定期健康診断の予約
- た学人・



知ってお得!?法律雑学

Q. 計画停電で事業の継続が 難しくなり、従業員を自宅待 機させることにしました。会 社も大変苦しい状況なのです が、賃金はどうなるのでしょ うか?

A. 労働基準法では、使用者の責めに帰すべき理由で従業員を休ませた場合、賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないとしています。

使用者の責めに帰すべき理由 とは、使用者の過失の有る無 しではなく、使用者の支配領 域に近いところで生じたもの かどうかで判断されます。

厚生労働省によると、計画 停電の時間帯の休業は、休業 手当は不要との通達が出てい ます。ただし、停電がなけれ ば営業できたのに休業とした 場合は支給しなければなりま せん。また、節電協力で休業させた場合も手当は必要です。

労働基準法は労働者の生活 保護という側面が強いので、 企業の負担が重くなるのは止 むを得ない面があります。



経営談義

【トレンドの変化が起こる】

本年2月号のこのコーナーで、インフレに備えて在庫の積み増しを提言しました。震災が起ころうなどとは夢にも思っていませんでしたが、結果的に急速な物不足状態で在庫の重要性を思い知らされました。本丸のインフレはこれから本格化していくでしょう。

また、先月号のこのコーナーでは、効率一辺倒の経営を見直すべきだと提言しました。 奇しくもこの度の震災で、効率を追求し過ぎたギリギリの



経営がいかに脆いものである かが実証されてしまいました。

在庫にしろ非効率経営にしる、 まできればそうとは種々の制約条件がある。 実には種々の制約を体があるの中といるであるの中のといるのであるのであるであっては者でいるでは、 れがそのであるでは、 などは、 などは、 などは、 などは、 などは、 などは、 などは、 などのであるです。 を対したととないのであるがといるがといるがといるがといるがある。 を対したが、 などのであるが、 などのです。 を対しているがあるが、 などのです。

今後世の中の価値観が大きく変わると思われます。もと もとあった経済の大きなトレ ンド変化がこれに加わると、 変化の度合いがさらに大きまでの延長線になります。今までの延長線とで物事を考えるのではなく、 新しい時代に適応した考えした。 を身に付け、行動に移し、だ動に付け、行動に移した経営に付け、行動に移じた経ずに かりと地に足の着いた経ず。 そのためには、経営にかかまるではない。 環境の見極めが必要になる 環境の見極めが必要になる しょう。





世の中自粛ムードが これには断固反対です。 これには断固反対です。 るなどもってのほかで、 今こそ気分を盛り上げ るべきときでしょう。 変に落ち込んでいる場 ではなく、元気を出 して前向きにやってい きましょう。

んでしたが、)られませ, 路 な 面 がらとと バの h な う 前 ま がしまく に 龍 日はな



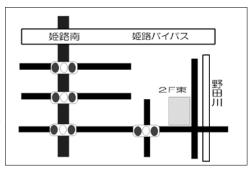
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043 姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2階 TEL 079-243-1231 FAX 079-243-1233 nakagawa@assist-Itd.co.jp